

(案)

平成 年 月 日

仙台市長 奥山 恵美子 様

仙台市環境影響評価審査会
会長 持田 灯(仮称) 仙台市荒井南土地地区画整理事業に係る
環境影響評価準備書について (答申)

平成 24 年 5 月 7 日付 H24 環環都第 278 号で諮問のありました「(仮称) 仙台市荒井南土地地区画整理事業に係る環境影響評価準備書について (諮問第 37 号)」に関し、環境の保全及び創造の見地から次のとおり意見を取りまとめましたので、答申いたします。

記

1 全体事項

- (1) 本事業は、仙台市震災復興計画（平成 23 年 11 月）において津波被災者等の移転に係る土地地区画整理事業として位置づけられており、良好な生活環境を確保する必要がある。

よって、特に次の内容について求めるべきである。

- ① 事業計画地内には軟弱地盤層が存在することが想定されることから、地盤沈下の発生を防ぐため、工法の選定にあたっては検討を行うこと。
- ② 液状化対策の実施にあたっては、今後補足ボーリング調査を実施した上で、対象範囲の特定を行うとともに、最も適した工法とするよう検討を行うこと。

- (2) 供用後の事後調査については、住宅等の建築工事の実施による影響を排除するため、可能な限り建築工事が落ち着いた時期に、実施するよう求めるべきである。

2 個別事項

(騒音)

- (1) 事業区域南西側に位置する陸上自衛隊霞目飛行場の影響を受ける航空機騒音の予測及び評価については、飛行回数調査結果の平均値とともに、1日の総飛行回数の多い日から数えて10%に当たる飛行回数も用いて行うよう求めるべきである。

(土壌環境)

- (2) 平成 23 年東北地方太平洋沖地震前後の地盤環境変化の比較を、異なった地点でのデータを用いて行っているため、それを踏まえた記述とするよう求めるべきである。

(植物、動物及び生態系)

- (3) 事業区域に分布する水田環境は、周辺地域に分布する居久根と一体となり、猛禽類をはじめとする動物にとって、良好な生息地の一部となっている可能性があることを踏まえ、特に次の内容について求めるべきである。
- ① 評価にあたっては、事業の実施により、動物の生息地の一部が消失するという事実十分に配慮し、記載を行うこと。
 - ② 環境保全措置については、事業によって居久根と水田が隣接する環境が変化を受けることを踏まえ、類似の環境を周辺地域に残すことができるよう、事業区域内の公園や街路樹等に可能な限り高木の配置の検討を行うとともに、あわせて植栽の樹種、配置及び本数を検討すること。
- (4) 事業区域周辺地域に生息しているシロイヌナズナについては、株数が少なく、生育基盤も脆弱なため、事後調査を慎重に行うよう求めるべきである。
- (5) 一年草植物種については、個体の消失が自然に起こるという種の特徴を踏まえて、予測及び評価の記載を行うよう求めるべきである。